

☆障がいのある児童生徒などへの配慮 ～特別の教科 道徳編～



小学校学習指導要領解説特別の教科道徳編・中学校学習指導要領解説特別の教科道徳編に掲載されている内容をまとめました。示されている配慮の例が同じことから、小・中学校をまとめて掲載します。

【小学校・中学校 特別の教科 道徳の配慮例】

他者との社会的関係の形成に困難がある児童（生徒）の場合

【10の視点*1】から予想される困難さ（例） ⑧人間関係形成の困難さ



<そのための指導の工夫の意図、手立て>

相手の気持ちを想像することが苦手なことで字義通りの解釈をしてしまうことがあることや、暗黙のルールや一般的な常識が理解できないことがあることなど困難さの状況を十分に理解した上で、例えば、他者の心情を理解するために役割を交代して動作化、劇化したり、ルールを明文化したりするなど、学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫が必要である。

評価を行うに当たって

評価を行うに当たっても、困難さの状況ごとの配慮を踏まえることが必要である。前述のような配慮を伴った指導を行った結果として、相手の意見を取り入れつつ自分の考えを深めているかなど、児童（生徒）が多面的・多角的な見方へ発展させていたり道徳的価値を自分のこととして捉えていたりしているかといったことを丁寧に見取る必要がある。

発達障害等のある児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するため

道徳的価値の理解を深めていることをどのように見取るのかという評価資料を集めたり、集めた資料を検討したりするに当たっては、相手の気持ちを想像することが苦手なことや、望ましいと分かっているにもかかわらずできないことがあるなど、一人一人の障害により学習上の困難さの状況をしっかりと踏まえた上で、評価することが重要である。

道徳科の評価は他の児童（生徒）*2との比較による評価や目標への到達度を測る評価ではなく、一人一人の児童（生徒）がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うことから、このような道徳科の評価本来の在り方を追究していくことが、一人一人の学習上の困難さに応じた評価につながるものと考えられる。

*2（生徒）は中学校学習指導要領で表記



平成28年7月に出された『「特別の教科道徳」の指導方法・評価等について（報告）』においても、発達障がい等のある児童生徒に対する道徳科の指導について具体的な例が示されています。

*1：小学校・中学校・高等学校学習指導要領解説の各教科等に示されている、学習活動を行う場合に生じる困難さ（①見えにくさ②聞こえにくさ③道具の操作の困難さ④移動上の制約⑤健康面や安全面での制約⑥発音のしにくさ⑦心理的な不安定⑧人間関係形成の困難さ⑨読み書きや計算等の困難さ⑩注意の集中を持続することが苦手）を整理して、当センターでは、【10の視点】として位置付けています。